第一	1		中学でかれた	山声片 1 本 40 田 本 井 24
### 第一個	<u> </u>	考え方	感染症の種類	出席停止の期間の基準
	第			冶癒するまで
(種			
(ネ。) マールブルグ病 フッサ熱 急性灰白髄炎 シッサ熱 急性灰白髄炎 シッサ熱 急性灰白髄炎 シッナルス 高からものに限 る。) 中東呼吸器症候群 (病原体がベータコロナウイルス 医かものに限 る。) 中東呼吸器症候群 (病原体がベータコロナウイルスであるものに限 る。) 神元 東呼吸器症候群 (病原体がベータコロナウイルスであるものに限 る。) 神元 東呼吸器症候群 (病原体がベータコロナウイルスであるものに限 る。) 神元 東呼吸 総定計 名ものに限 を全 (力・形皮が感染症患者に対する 医療に関する お神 (本等) エン・ザを除く。) 神を除く。 アを除く。) 神を除く。 アを除く。) 神を除く。 中を除く。) 神を除く。 中を除く。) 神を除く。 中を除く。 中で、一次では、一般で、一次では、10円で、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな				
### 会供灰日動炎 シンテリア 東症急性呼吸器症候群(病原体 がコロナウイルスであるものに限 る。) 中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルスであるものに限 る。) 中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルスであるものに限 る。) 特定鳥インフルエンザ(感染症 水場には、下海に関する法律(平成十年法 ・特育百十四号)第六条第三項第 大号に規定する物を結インフルエンザを除う。) アルエンザをいう。) アルエンザをは着型インフルエンザを除く。 検定・認生・産の機構を発生で発生・不成に関するまで を確のとないで 流行を広げる可能性の高いもの ### 14		(結核を除	ペスト	でに規定する「新型インフルエンザ等感染
### 2015年 1997年		< ₀)	マールブルグ病	症」、「指定感染症」及び「新感染症」は第
第二種			ラッサ熱	
第二種				
第三種 全球の経過性の過程を表現した。 第一型のは、大型のでは、おいて、一型のコーナウイルス 医外に は、			= · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
第二種 第二種 第二章 李校教育活動を耐いたしい。 第一章 李校教育活動を有力のに限る。のコナウイルス属外医の方法をは、特別は対して、人に伝染するまで、同頭体がペータコロナウィルスの表ものに限る。の方法をは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般で				
第二種 第二種 第一次 学校教育活動を強いて、完全を広いている。 第一次 学校教育活動を有することが新たに報告のコロナウイルス属換症(病療体が、一名のコロナウイルスの関係を発症)を発症した後ろ目を経過し、かつ解熱後2日の対に関を表して、変染をで、では、形体の変化、で、流行を広げる可能性の高いもの 第一種 第一種 第一種 第一種 第一種 第一種 第一種 第一種 第一種 第一				
を				
中東呼吸器症候群(病原体がペークコロナウィルス属MERS コロナウィルスであるものに限る。) 物定局インフルエンザ(感染症 の予防及び感染症患者に対する医療に関する特定島インフルエンザをいう。 たは、飛沫、感染する感 生徒の需患 生後で腐患 生後で高速 生後で高速 生後で高速 生後で高速 生後で高速 か多く、学校において流行を広げる可能性の高いもの 関しん 類似しん 類似した後3日を経過するまで 原しん 解熱した後3日を経過するまで 原しん 解熱した後3日を経過するまで 原しん 解熱した後3日を経過するまで 原しん がらにおいて 高がもの 関しん 東しんが消失するまで 小変ない 単立した では、1000 を見んが消失するまで 原理経験熱 生変がが消失するまで 東にした 変しんが消失するまで 東にした 変しんががらぶたになるまで 理理維膜熱 生変が状が消退した後一日を経過するまで 海状態が食好に なるまで 東にした 変しんがからぶたになるまで 東にした 変しんががまがたいと認めるよで 類似しん 東望に対すが過した後一日を経過するまで 東京状が消退した後一日を経過するまで 東京状がが良した後一日を経過するまで 東京状が消退した後一日を経過するまで 東京状が部分ものと節において感染がと思めるまで 東京は上のでは、カーマ・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア				
第二種 第二種 李校教育活動を超して、大に伝染するまで、現場ではおいて感染を描した。かつがはいと認めるまで 「関係がベータコロナウイルス (常田) 年から、人に伝染するまで、現場ではおいて感染が高速を離して、大に伝染するまで、現は10円にあっては3日)を経過するまで 「本では3日間の適正なが終了するまで、又は5日間の適正な抗菌薬療法による治療が終了するまで、現は5日間の適正な抗菌薬療法による治療が終了するまで、現は5日間の適正な抗菌薬療法による治療が終了するまで、現は5日間の適正な抗菌薬療法による治療が終了するまで、現は5日間の適正な抗菌薬療法による治療が終了するまで、現は5日間の適正な抗菌薬療法による治療が終了するまで、現は5日間の適正な抗菌薬療法による治療が終了するまで、現は5日間の適正な抗菌薬療法による治療が終了するまで、現は6日間の適定が発見した後3日を経過するまで、現は6日間の適定が終了するまで、現は5日間の適正な抗菌薬療法による治療が終了するまで、現場した後3日を経過するまで、現場した後3日を経過するまで、現場した後3日を経過するまで、現場した後3日を経過するまで、現場した後3日を経過するまで、現場した後3日を経過するまで、現場により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで、場により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで、場により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで、対した後1日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで、現場が消退した後1日を経過するまで、現場が消退した後1日を経過するまで、現場が消退した後1日を経過するまで、現場が消退した後1日を経過するまで、現場が消退した後1日を経過するまで、現場が消退した後1日を経過するまで、現場が消息した後1日を経過するまで、現場が消息した後1日を経過するまで、現場が消息した後1日を経過するまで、現場が消息した後1日を経過するまで、現場が消息した後1日を経過するまで、現場が消息した後1日を経過するまで、現場が消息した後1日を経過するまで、現場が消息した。2日を経過するまで、現場が消息した。2日の表によりでは3日によりで、2日によりでは3日によりで、2日によりでは3日によりで、2日によりでは、2日によりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりに				
第二種 学校教育活 動を通じ、学校で進行と広いて成立の日曜でないと認めるまで 発生した後の10年を経過し、かつ、症状が軽快による治療が終了するようでは、100円のでは、				
第三種				
#定島インフルエンザ (感染症 の予防及び感染症患者に対する 医療に関する法律 (呼吸十年法律第百十四号) 第六条第三項第 六号に規定する特定島インフルエンザをいう。) **空気感染ま				
第二種 第二十四十三十四十三十四十三十四十三十四十三十四十三十四十三十四十三十四十三十四十				
# 医療に関する法律(平成十年法				
#第百十四号)第八条第三項第 六号に規定する特定島インフル エンザをいう。) 空気感染ま たは、飛沫 感染する感 操症で児童 主徒の罹患 が多く、学校において 流行性耳下腺炎				
第三種 第三種 ※全様で児童 生徒の罹患 が多く。) を除く。) を除した後5日を経過し、かつ解熱後2日 (幼児にあっては3日)を経過するまで 要症で児童 生徒の罹患 が多く、学校において 流行を広げ る可能性の高いもの 第型コロナウイルス感染症 (精展体がベータコロナウイルス属 のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力をることが新たに報告されたものに限る。) 第型コロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力をあまで 新型コロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を通じ、デジ校において があるもの 第一種 があるもの 第一種 ・ 学校でにおいて で流行を広 ・ で流行を高 ・ で流行を広 ・ で流行を高 ・ で流行を広 ・ で流行を ・ で流行を広 ・ で流行を ・ で流行を ・ で流行を広 ・ で流行を ・ で流行を ・ で流行を ・ で流行を ・ で流でを ・ で流行を ・ で流で過 ・ で流が高ないと ・ で流が高いた。 ・ で流が高いた。 ・ で流が高いた。 ・ で流が高いた。 ・ で流が高いと ・ で流が高いた。 ・ でんが高いた。 ・ で流が高いた。 ・ で流が高いた。 ・ で流が高いた。 ・ で流が高いた。 ・ で流が高いた。 ・ でがれた。 ・ で流が高いないと ・ で流が高いた。 ・ で流が高いた。 ・ で流が高いた。 ・ で流が高いた。 ・ で流が高いた。 ・ で流が高いた。 ・ で流がでは、 ・ で流がでする。 ・ で流がでいる。 ・ で流がでいる。 ・ で流がでいる。 ・ で流が高いいた。 ・ で流が高いた。 ・ で流がでいる。 ・ で流がでいる。 ・ で流がでいる。 ・ で流がでいる。 ・ で流がでいる。 ・ で流がでいるがでになる。 ・ で流がでいるで流がでいる。 ・ で流がでいるで流がでいる。 ・ で流がでいるで流がでいる。 ・ で流がでは、たる。 ・ で流がでいるがでになるにないないた。 ・ で流がでは、 ・ で流がでいる。 ・ で流がでいる。 ・ で流がでは、 ・ で流がでいる。 ・ で流がでいる。 ・ で流がでいる。 ・ で流がでは、 ・ で流がでいる。 ・ で流がになる。 ・ で流がになる。 ・ で流がでいる。 ・ で流がでいる。 ・ で流がになる。 ・ で流がでいる。 ・ で流がになる。 ・ で流がになる。 ・ で流がでいる。				
第二 在				
第二種 空気感染または、形容・				
たは、飛沫	L			
たは、飛沫	笄			発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日
種	27	たは、飛沫	ルエンザ及び新型インフルエン	(幼児にあっては3日)を経過するまで
全住の罹患	種	感染する 感	ザを除く。)	
生徒の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性の高いもの ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	,	染症 で児童	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適
が多く、学校において流行を広げる可能性の高いもの ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		生徒の罹患		
校において 流行を広げる可能性の 高いもの 風しん 発しんが消失するまで 全ての発しんがかさぶたになるまで 軽しん 発しんが消失するまで 全ての発しんがかさぶたになるまで 軽した後 全での発しんがかさぶたになるまで 軽した後 を発したがと認めるまで 軽したと を発したがないと認めるまで 乗が上、り学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで 乗が上、り学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで 乗が上、り学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで 乗が上、り学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで 乗が上、り中華人民共和国から世界 保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。) 乗が上、中華人民共和国から世界 保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。) 乗が行を広げる可能性があるもの 乗が上、「大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		が多く、学	麻しん	
流行を広げる可能性の 高いもの 風しん 水痘 全ての発しんが消失するまで 発しんが消失するまで 全ての発しんがかさぶたになるまで 理頭結膜熱 主要症状が消退した後二日を経過するまで 清水により学校医その他の医師において感 染のおそれがないと認めるまで 赤型コロナウイルス属 のコロナウイルス (令和二年一月に、中華人民共和国から世界 保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。) コレラ 報を通じ、 学校において流行を広げる可能性 があるもの 場管出血性大腸菌感染症 ボ行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 急性出血性結膜炎 急性出血性結膜炎 急性出血性結膜炎 名の他の感染症 本の他の感染症 本の他の医師において感 次のおそれがないと認めるまで 一本後一日を経過するまで 一本後一日を経過し、かつ、症状が軽快 上本後一日を経過するまで 一本後一日を経過するまで 一本のは 「本状がないといるように 「本状がないといるとは 「本状がないといるとは 「本状がないといるとは 「本状がないといるとは 「本状がないといるとは 「本状がないといるとは 「本状がないといるとは 「本状がないといるとは 「本状がないといるとは 「本状がないといるといるとは 「本状がないといるといるといるとは 「本状がないといるといるとは 「本状がないといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといる		校において	流行性耳下腺炎	
高いもの		流行を広げ		
水痘 全ての発しんがかさぶたになるまで 田頭結膜熱 主要症状が消退した後二日を経過するまで 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで 新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス属のコロナウイルス (令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。) 学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性があるもの		る可能性の		なるまで
水痘 全ての発しんがかさぶたになるまで 主要症状が消退した後二日を経過するまで 病状により学校医その他の医師において感 染のおそれがないと認めるまで 症状により学校医その他の医師において感 染のおそれがないと認めるまで 新型コロナウイルス感染症 (病 原体がベータコロナウイルス属 のコロナウイルス (令和二年 月に、中華人民共和国から世界 保健機関に対して、人に伝染す る能力を有することが新たに報告されたものに限る。) っレラ 細菌性赤痢 勝管出血性大腸菌感染症 ボラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 急性出血性結膜炎 急性出血性治膜炎 急性出血性治療炎 急性性血性治療炎 急性性血性治療 過失が第三種の感染症として緊急的 に措置を取ることができる。 した後子の感染拡大を防ぐため に指置を取ることができる。		高いもの	風しん	発しんが消失するまで
田頭結膜熱 主要症状が消退した後二目を経過するまで 病状により学校医その他の医師において感 染のおそれがないと認めるまで 症状により学校医その他の医師において感 染のおそれがないと認めるまで 宛本がベータコロナウイルス 奈症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快 した後一日を経過するまで 月に、中華人民共和国から世界 保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。) コレラ 一調を通じ、 学校において で表し、 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 でまる。 でまる。 できる。 でまる。 できる。 できる。 できる。 できる。 でまる。 でまる。 でまる。 でまる。 できる。 できる。 でまる。 でまる。 できる。 でまる。 でまる。 でまる。 でまる。 でまる。 できる。 でまる。 でまる。 でまる。 できる。 でまる。 でま			水痘	
### ### #############################			咽頭結膜熱	主要症状が消退した後二日を経過するまで
染のおそれがないと認めるまで 症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで 症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで 発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで 発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで した後一日を経過するまで と変われたものに限る。) コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 ボデフス ボデ性角結膜炎 で流行を広げる可能性 があるもの ボデフス ボデ性角結膜炎 急性出血性結膜炎 を他の感染症 を他の感染症 をの他の感染症 をの他の感染症 を心性の感染症 を応染性に斑 へルパンギーナ マイコプラズマ感染症 に措置を取ることができる。 に措置を取ることができる。 に措置を取ることができる。 に対して緊急的に対していることができる。 に対していることができる。 に対していることがでは、 を述していることができる。 に対していることができる。 に対していることがでは、				
				染のおそれがないと認めるまで
新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)コレラ細菌性赤痢陽管出血性大腸菌感染症腸管出血性大腸菌感染症があるものでは出席停止の措置が考えられるもの。との他の感染症を強連動態を強症を強迫した後一日を経過するまでを強力を強力を強力を強力を対した後一日を経過するまでを強力を対した後一日を経過するまでを強力を対した後一日を経過するまでを強力を対した後一日を経過するまでを強力を対した後一日を経過するまでを使用を終われて感染があるとができる。 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまでを対して、人に伝染するのおそれがないと認めるまでを対して感力を表します。 「冷連菌感染症というな重大な流行がを対して、必要があるときに限り学校医の判断を関き、校長が第三種の感染症として緊急的に措置を取ることができる。といいペンギーナマイコプラズマ感染症			贴腊火带州贴腊火	
原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)				症状により学校医その他の医師において感
第三種 学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性があるもの では出席停止の措置が考えられるもの を作出の構置が考えられるもの を発生の他の感染症 A型肝炎、B型肝炎、手足口病 伝染性紅斑 ヘルパンギーナマイコプラズマ感染症				
のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。) 第 学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性があるもの 流行性角結膜炎急性出血性結膜炎 急性出血性結膜炎急性出血性結膜炎 急性出血性結膜炎 急性出血性活膜炎 急性出血性活膜炎 急性出血性活膜炎 急性出血性活膜炎 急性出血性活度 不可能性があるもの 流行性角結膜炎 急性出血性活度 不可能性があるもの 流行性角に、その他の感染症 その他の感染症 おり学校医の判断を 手足口病 伝染性紅斑 ヘルパンギーナマイコプラズマ感染症	1			染のおそれがないと認めるまで
月に、中華人民共和国から世界 保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。) 第 学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性があるもの 条件によっては出席停止の措置が考えられるもの 「本連菌感染症 A型肝炎、B型肝炎 手足口病 伝染性紅斑 ヘルパンギーナマイコプラズマ感染症			新型コロナウイルス感染症(病	楽のおそれがないと認めるまで 発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快
保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。) 第三種 学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性があるもの におり学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで 場管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 急性出血性結膜炎 急性出血性結膜炎 名件によっては出席停止の措置が 考えられる もの その他の感染症 (溶連菌感染症 A型肝炎、B型肝炎 手足口病 伝染性紅斑 ヘルパンギーナマイコプラズマ感染症			新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属	楽のおそれがないと認めるまで 発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快
# 会によっては出席停止の措置が表えられるもの			新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一	楽のおそれがないと認めるまで 発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快
# 学校教育活 動を通じ、			新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界	楽のおそれがないと認めるまで 発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快
第三種 学校教育活 動を通じ、			新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染す	楽のおそれがないと認めるまで 発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快
型 動を通じ、 学校におい			新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報	楽のおそれがないと認めるまで 発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快
て流行を広 げる可能性 があるもの 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 学校で通常見られないような重大な流行が 起こった場合に、その感染拡大を防ぐため に、必要があるときに限り学校医の判断を 野足口病 を発性紅斑 へルパンギーナ マイコプラズマ感染症			新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報	楽のおそれがないと認めるまで 発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快
て流行を広 げる可能性 があるもの 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 学校で通常見られないような重大な流行が 起こった場合に、その感染拡大を防ぐため に、必要があるときに限り学校医の判断を 者えられる もの 本型肝炎、B型肝炎 考えられる もの 手足口病 伝染性紅斑 ヘルパンギーナ マイコプラズマ感染症 間き、校長が第三種の感染症として緊急的 に措置を取ることができる。	竺	学校教育活	新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)	染のおそれがないと認めるまで 発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快 した後一日を経過するまで
て流行を広 げる可能性 があるもの 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 学校で通常見られないような重大な流行が 起こった場合に、その感染拡大を防ぐため に、必要があるときに限り学校医の判断を 者えられる もの 本型肝炎、B型肝炎 考えられる もの 手足口病 伝染性紅斑 ヘルパンギーナ マイコプラズマ感染症 間き、校長が第三種の感染症として緊急的 に措置を取ることができる。	第三		新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)コレラ細菌性赤痢	染のおそれがないと認めるまで発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで病状により学校医その他の医師において感
## 15 可能性 があるもの 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 急性出血性結膜炎 急性出血性結膜炎	第三種	動を通じ、	新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)コレラ細菌性赤痢	染のおそれがないと認めるまで発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで病状により学校医その他の医師において感
があるもの 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 急性出血性結膜炎 急性出血性結膜炎 学校で通常見られないような重大な流行が	第三種	動を通じ、 学校におい	新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)コレラ細菌性赤痢腸管出血性大腸菌感染症	染のおそれがないと認めるまで発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで病状により学校医その他の医師において感
条件によっては出席停止の措置が はの措置が 考えられる もの	第三種	動を通じ、 学校におい て流行を広	新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)コレラ細菌性赤痢腸管出血性大腸菌感染症腸チフス	染のおそれがないと認めるまで発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで病状により学校医その他の医師において感
では出席停止の措置が A型肝炎、B型肝炎 考えられる もの 伝染性紅斑 へルパンギーナ マイコプラズマ感染症	第三種	動を通じ、 学校におい て流行を広 げる可能性	新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)コレラ細菌性赤痢腸管出血性大腸菌感染症腸チフスパラチフス	染のおそれがないと認めるまで発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで病状により学校医その他の医師において感
ては出席停止の措置が	第三種	動を通じ、 学校におい て流行を広 げる可能性	新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)コレラ細菌性赤痢腸管出血性大腸菌感染症腸チフスパラチフス流行性角結膜炎	染のおそれがないと認めるまで発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで病状により学校医その他の医師において感
止の措置が	第三種	動を通じ、 学校におい で流行をは があるもの	新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)コレラ細菌性赤痢腸管出血性大腸菌感染症腸チフスパラチフス流行性角結膜炎急性出血性結膜炎	染のおそれがないと認めるまで 発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快 した後一日を経過するまで 病状により学校医その他の医師において感 染のおそれがないと認めるまで
考えられる	第三種	動を通じ、 学校に行をは で がある を件によっ	新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)コレラ細菌性赤痢腸管出血性大腸菌感染症腸チフスパラチカス流行性角結膜炎急性出血性結膜炎	染のおそれがないと認めるまで 発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快 した後一日を経過するまで 病状により学校医その他の医師において感 染のおそれがないと認めるまで 学校で通常見られないような重大な流行が
もの 伝染性紅斑 に措置を取ることができる。 ヘルパンギーナ マイコプラズマ感染症	第三種	動を 逆に が が で で で で で で が る あ に に に で に で が あ る に に に が あ る に に に が あ る に に に が あ る に に に に に に に に に に に に に	新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関を有して、が新たに報告されたものに限る。)コレラ細菌性大腸菌感染症腸チブススが、ラチチカスに関係を表して、というでは、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次	染のおそれがないと認めるまで 発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで 学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐため
ヘルパンギーナ マイコプラズマ感染症	第三種	動学ではが、 動学で流るあい。 作はの 条ではの 条ではの 条ではの 条ではの を検ばの を検ばの を体はの を体はの を体はの をはいる をはいる をはいる をはいる をはいる をはいる をはいる をはいる のの。 のの。 のの。 のの。 のの。 のの。 のの。 のの	新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関を有いる。)コローのでは、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個	染のおそれがないと認めるまで発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り学校医の判断を
マイコプラズマ感染症	第三種	動学でげが 条で止考さればいな性の つ停がる といっと かられば かられば かられば かられば かられば かられば かられば かられば	新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコス(令和二年一月に、内容のカーの一月に、中華人民共和国が一方の一月に、中華人民共和国が一方のに、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では	 染のおそれがないと認めるまで 発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで 学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り学校医の判断を間き、校長が第三種の感染症として緊急的
	第三種	動学でげが 条で止考さればいな性の つ停がる といっと かられば かられば かられば かられば かられば かられば かられば かられば	新型コロナウイルス感染症(病原なが、大力コス(令和二年一月のカーの一月に、一年の一月に、一年の一月に、一年の一月に、一年の一月に、一年では、一年で、一年では、一年で、一年で、一年で、一年で、一年で、一年で、一年で、一年で、一年で、一年で	 染のおそれがないと認めるまで 発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで 学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り学校医の判断を間き、校長が第三種の感染症として緊急的
S	第三種	動学でげが 条で止考さればいな性の つ停がる といっと かられば かられば かられば かられば かられば かられば かられば かられば	新型コークスの 原体がイルスの 原体がインス(令和二年一月 のコークの のコークの の一月に、大力の に、、 に	 染のおそれがないと認めるまで 発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで 学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り学校医の判断を間き、校長が第三種の感染症として緊急的
など	第三種	動学でげが 条で止考さればいな性の つ停がる といっと かられば かられば かられば かられば かられば かられば かられば かられば	新型では、 新型がインナーターのでは、 のようでは、 のようでは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 の	 染のおそれがないと認めるまで 発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで 学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り学校医の判断を間き、校長が第三種の感染症として緊急的